

## 現行の運営委員会の関わり方について

### ◎ 趣 旨

子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）事業の運営を新たな運営主体（以下「法人」という。）に移行するに当たり、ボランティアで構成する宮っ子ステーション等運営委員会（以下「運営委員会」という。）の事業への関わり方について意見を伺うもの

#### 1 第6回懇談会の概要

放課後児童健全育成事業を新たな法人へ移行する中で、①放課後子ども教室事業については運営委員会を、子育て支援事業については新たな法人を運営主体とすること、②法人は運営委員会と交流し、意見を吸い上げ運営に反映し、事業に関して協力を求めていくとともに、運営委員会は、地域ぐるみで子育てを行う視点から、地域の協力者として関わっていくことについて、意見を伺った。

##### 【主な意見】

- ・ 放課後子ども教室の実施に当たっては、地域の教育力を生かすことができること、事業の連続性・継続性を確保するため、今後も運営委員会が継続して実施することが望ましい。
- ・ 放課後児童健全育成事業の運営を法人に移行した場合、運営委員会は主に放課後子ども教室事業を運営するための組織になるため、これまでより関わり方が希薄になることが考えられるので、工夫が必要である。

#### 2 意見を伺う項目

##### ○ 意見交換の視点

法人が行う事業が地域との連携・協力を継続し、これまでの運営委員会方式により得られた成果や地域の教育力を生かせるよう、移行後における、本市、法人と運営委員会との関わり方とその仕組みについて、意見を伺うもの ……別紙参照

##### (1) クラブ単位の関わり方（案）

- ・ 法人は、運営委員会から、適宜運営に関する意見を聴き、放課後児童健全育成事業及び子育て支援事業への反映に努める。
- ・ 法人による放課後児童健全育成事業の実施及び運営委員会による放課後子ども教室事業の実施に当たっては、日常的な利用児童の引渡しや安全に関する情報の共有など、相互に連携し、両事業の円滑な実施に努める。
- ・ 運営委員会は、役割の縮小に合わせ、構成を再整理する。

##### (2) 運営区域単位の関わり方（案）

- ・ 法人による放課後児童健全育成事業及び子育て支援事業の実施について、本市、法人、運営委員会の三者で定期的に意見交換を行う。